

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自治会活動の振興とコミュニティの高揚を図るため、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）が行う掲示板改修事業に対して補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

**第2条** この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、次に掲げる条件を満たす自治会とする。

- (1) 改修する掲示板の維持管理についてすべて自治会で行えること。
- (2) 改修した掲示板を十分な活用が図れること。

(補助額)

**第3条** 補助事業に係る補助額は、掲示板1基ごとにその改修に要する額の2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。この場合において、当該改修に要する額が3万円を超えるときは、3万円を上限とする。

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「補助事業自治会」という。）は、自治会掲示板改修事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

**第5条** 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業自治会は、補助金を補助の目的に反してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 当該補助金の交付を受けた会計年度の翌会計年度から2年度間経過していること。
- (4) 改修しようとする掲示板が、新設した年度の翌年度から5年度間経過していること。

(補助金の交付決定通知)

**第6条** 市長は、補助金の交付決定をしたときは、当該申請自治会に対し、自治会掲示板改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

**第7条** 補助事業自治会は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、自治会掲示板改修事業計画変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の変更等の承認をした場合は、自治会掲示板改修事業計画変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業自治会に通知するものとする。

（実績報告）

**第8条** 補助事業自治会は、事業完了後速やかに自治会掲示板改修事業補助金実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

（補助金の交付時期等）

**第9条** 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助事業自治会は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、自治会掲示板改修事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

**第10条** 補助事業自治会は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及び当該収入、支出等についての証拠書類を整備し、これを当該事業後、事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。